

令和3年度 直江津港外貿定期コンテナ 利用促進支援事業のご案内

対象期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

上越市では、直江津港から新たに貨物の輸出入を開始する企業や災害に備えリスク分散を検討している企業等の皆様に、直江津港(外貿定期コンテナ航路)を利用する場合の経費の一部を支援する制度をご用意しています。

《ポイント1》

1TEUの利用 から支援 (対象：初利用荷主)

《ポイント2》

最大3年間 の継続補助の実施

補助名	補助要件	補助金額
初利用	直江津港を新たに利用し、コンテナ貨物を輸出又は輸入すること (※「新たに利用」とは、前年度に直江津港を利用した実績がないこと)	輸出：2万円/TEU (上限：40万円) 輸入：1万円/TEU (上限：20万円)
継続利用	「初利用」に該当し、翌年度、翌々年度に初利用実績を維持すること (※「翌年度」に初利用実績を維持しない場合は、翌々年度も対象となりません)	輸出：1万円/TEU (上限：20万円) 輸入：0.5万円/TEU (上限：10万円)

- (1) 新潟県のコンテナ貨物利用拡大支援事業補助金と当市補助金の双方に該当する場合、同一年度において、輸出と輸入のそれぞれでいずれか一方のみ交付となります。
- (2) FCLに限ります。1FEUは2TEUとします。
- (3) 商社を経由して輸出又は輸入を行う場合も申請可能です。
- (4) 補助金の申請には、登記事項証明書(現在事項全部証明書)、船荷証券・貨物到着案内の写し、商社との契約を証する書類の写しなどがが必要です。

**補助制度の詳細については、お気軽にお問い合わせください。
また、申請は郵送でも可能です。**

お問い合わせ先

上越市 産業観光交流部 産業立地課 直江津港振興係
TEL：025-520-5737 (直通) FAX：025-526-6113
E-mail：sanritu@city.joetsu.lg.jp



上越市HP